

「アート等関連事業実施・運營業務委託」に係る質問への回答

令和6年8月7日

港まちづくり協議会

	質疑内容	回答
1	ヒアリングについて、「原則として総括担当者の代理の出席は認めない」となっていますが、当日は別のイベントがあり、ヒアリングに責任者が参加するのは非常に難しい状況にあります。また、別の者をプロジェクトの責任者にすることも提案内容進行するメンバーの構成から容易ではなさそうな状況です。プロジェクト責任者以外（弊社社員など）でのヒアリング参加を認めていただくことは可能でしょうか？	「原則として総括担当者の代理の出席は認めない。」とあるのは、ヒアリングに対して、責任ある回答ができる者の出席を求める趣旨です。やむを得ない事情により、総括担当者が出席できない場合は、あらかじめ協議会の了解を得て、ヒアリングの出席者を事前に連絡してください。